資料２：刑事手続によって処理される重大な違反

違反の内容	根拠条文 （道路交通法）	罰則
過失建造物損壊	§116①	６月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	§65①	５年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	§66	
妨害運転（著しい交通の危険）	§117の２①(4)	
酒気帯び運転	§65①	３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
過労運転等	§66	
妨害運転（交通の危険のおそれ）	§117の２の２①(8)	
携帯電話使用等（交通の危険）	§71(5)の５	１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
救護義務違反	§72①前段	１年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	§67③	３月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	§114の５①	３月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
警察官現場指示違反	§４①後段	３月以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金
警察官通行禁止制限違反	§６④	
違法停車措置命令違反	§50の２	
違法駐車措置命令違反	§51①	
積載等危険防止等措置命令違反	§61	
無免許等危険防止命令違反	§67①	
事故不申告	§72①後段	
混雑緩和措置命令違反	§６②	５万円以下の罰金
事故現場不退去下命違反	§72②	
自転車検査等拒否等	§63の10①	
制動装置不良自転車措置命令等違反	§63の10②	
自転車運転者講習受講命令違反	§108の３の５②	
自転車通行方法指示違反	§63の８	２万円以下の罰金又は科料